第六条　輸出令別表第二の三第二号ヘに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、一九三ナノメートルから三七〇ナノメートルまでの波長の光で使用するように最適化したポジ型レジストとする。

第七条　輸出令別表第二の三第二号トに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品であって、七〇度以上の温度まで使用できるように設計したもの

二　信号処理又は画像強調のための装置を組み込んだ電子計算機であって、加重最高性能が〇・〇一二八実効テラ演算以上のもの

三　電子計算機であって、一六以上のプロセッサを集合させることにより性能を向上させるために特に設計又は改造したもの

四　信号処理又は画像強調のための装置であって、加重最高性能が〇・〇一二八実効テラ演算以上のもの

五　第八条に該当する端末インターフェース装置を組み込んだ装置

六　複数のデジタル電子計算機又はその附属装置の間でデータを転送するように特に設計したデジタル電子計算機の附属装置であって、データ転送速度が八〇メガバイト毎秒を超えるもの

七　アナログデジタル変換器が組み込まれたハイブリッド電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　チャネル数が三二以上のもの

ロ　符号ビットを除いた分解能が一四ビット以上のものであって、変換速度が二〇〇、〇〇〇回毎秒以上のもの

第八条　輸出令別表第二の三第二号チに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　通信装置であって、一二四度を超える温度又は零下五四度より低い温度で使用できるように特に設計したもの

二　伝送通信装置並びにその部分品及び附属品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　デジタル技術（アナログ信号をデジタル信号に変換するものを含む。）を用いた装置であって、最高位多重化レベルにおいて四五メガビット毎秒を超える伝送速度又は九〇メガビット毎秒を超える総合伝送速度で使用できるように設計したもの

ロ　九、六〇〇ビット毎秒を超えるデータ信号速度で使用できるモデム

ハ　デジタル伝送方式を用いた装置のうち、プログラム内蔵方式による回線の切替え機能を有するものであって、一ポート当たり八・五メガビット毎秒を超える伝送速度で使用できるもの

ニ　次のいずれかを組み込んだ装置

（一）　三三メガビット毎秒を超える伝送速度で使用できるローカルエリアネットワーク用の装置及びそれに関連する共通の媒体

（二）　通信回路側のデータ信号速度が一回線当たり六四キロビット毎秒を超える通信制御装置

ホ　レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　一、〇〇〇ナノメートルを超える波長のレーザー光を利用するもの

（二）　アナログ伝送方式を用いたものであって、帯域幅が四五メガヘルツを超えるもの

（三）　コヒーレント伝送方式を用いたもの

（四）　光波長多重化技術を用いたもの

（五）　レーザー光を増幅する機能を有するもの

ヘ　無線送信機及び無線受信機であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　人工衛星と地上局間で使用するものであって、三一ギガヘルツを超える周波数で動作するもの

（二）　（一）以外の用途に使用するものであって、二六・五ギガヘルツを超える周波数で動作するもの

（三）　総合伝送速度が八・五メガビット毎秒を超えるものであって、四値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

（四）　総合伝送速度が八・五メガビット毎秒以下のものであって、一六値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

（五）　直交振幅変調技術以外のデジタル変調技術を用いたものであって、スペクトラム効率が三ビット毎秒毎ヘルツを超えるもの

（六）　一・五メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ以下の周波数範囲で使用できるもののうち、適応型の干渉信号抑圧技術を用いたものであって、干渉信号を一五デシベルを超えて抑圧することができるように設計したもの

三　電子式交換装置及びその附属装置のうち、プログラム内蔵方式のものであって、次のいずれかに該当するもの並びにこれらの部分品及び附属品

イ　パケットモード動作用に設計したデータ交換装置並びにその部分品及び附属装置

ロ　データグラム方式によりパケットデータのルート指定又は交換を行うもの

ハ　回線交換のための多重レベルの優先権及びプリエンプションを設定する機能を有するもの

ニ　セルラー無線送受信機の呼を他の交換装置に自動的に切り替えるように設計したもの又は呼を複数の交換装置が共有する加入者データベースへ自動的に接続するように設計したもの

ホ　プログラム内蔵方式による回線の切替え機能を有するもののうち、一ポート当たり八・五メガビット毎秒を超える伝送速度で使用できるもの

ヘ　非対応モード又は準対応モードのいずれかで動作する共通線信号機能を有するもの

ト　経路選択方式がダイナミックルーティング方式のもの

チ　パケット交換機、回線交換機及びルーターであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　通信回路側のデータ信号速度が一回線当たり六四キロビット毎秒を超える通信制御装置

（二）　三三メガビット毎秒を超える伝送速度で使用できるローカルエリアネットワーク用の装置及びそれに関連する共通の媒体

リ　電気信号への変換を行わずに光信号の経路選択又は交換を行うことができるように設計したもの

ヌ　非同期転送モード技術を用いたもの

四　長さが五〇メートルを超える光ファイバー及び光ファイバーケーブルであって、単一モード用に設計したもの

五　通信網を集中的に管理する機能を有する装置であって、ノードから受信したデータをダイナミックルーティング方式によるトラフィック制御のために処理するように設計したもの

六　フェーズドアレーアンテナであって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ　一〇・五ギガヘルツを超える周波数で使用できるように設計したもの

ロ　能動素子及び分散配置した部分品を含むもの

ハ　電子的にビーム方向及び形状を操作できるように設計したもの

七　移動通信装置並びにその部分品及び附属品

八　無線中継通信装置であって、一九・七ギガヘルツ以上の周波数で使用するように設計したもの及びその部分品

第九条　輸出令別表第二の三第二号リに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、前条に掲げる貨物の試験装置とする。